

令和8年度
緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
実施要領（航空部隊）



総務省消防庁
緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
栃木県実行委員会事務局

目 次

第 1	航空指揮本部運営訓練	1
第 2	航空部隊参集・受援対応訓練	3
第 3	航空部隊情報収集・情報伝達訓練	6
第 4	航空部隊運用訓練	7
第 5	航空後方支援活動訓練	10
第 6	評 価	11
第 7	留意事項	12
第 8	訓練の中止	15

第1 航空指揮本部運営訓練

1 主 眼

消防防災ヘリコプターの活動拠点ヘリベース（以下「ヘリベース」という。）における、航空指揮本部及び航空指揮支援本部の指揮・調整能力及び連携能力の向上を図る。

2 日 時

令和8年11月10日（火）午前8時30分から午後6時まで

3 場 所

- (1) 栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 128-1
栃木県消防防災航空隊基地 2階事務所「航空指揮本部」
- (2) 栃木ヘリポート「駐機スポット」

4 参加機関

参加機関	小 隊
茨城県防災航空隊	航空指揮支援隊（陸路）
長野県消防防災航空隊	航空指揮支援隊（陸路）
栃木県消防防災航空隊	航空指揮本部運営

5 航空指揮支援隊の指定（第1部、第2部共通）

- (1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）第10条に基づき、ヘリベースへ迅速に到着可能な隊「茨城県防災航空隊」をあらかじめ指定する。
- (2) 航空指揮支援隊長は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（以下「運用要綱」という。）第41条第5項に定める航空指揮支援実施計画等に定める方法で出動する。

6 航空指揮支援隊輸送航空隊の指定

要請要綱第12条第7項に基づき、航空指揮支援隊は、総務省消防庁から指定されたものとして陸路にて進出する。

7 前提条件

- (1) 地震発生後から、航空指揮本部が設置されるまでの間は初動対応とする。
- (2) 栃木県消防防災航空隊基地に航空指揮本部及び航空指揮支援本部を設置し、本部運営訓練を実施する。
- (3) 第1部は、訓練の効率と調整能力向上のため、指揮支援隊輸送訓練、航空部隊参集訓練、航空部隊運用訓練及び航空後方支援活動訓練（以下「実動訓練」という。）と一部連動させて実施する。
- (4) 第2部は、実動訓練と連動させ、参集した緊急消防援助隊に対して実践的な指揮及び管理を行う。
- (5) 指揮・管理及び調整能力向上のため、航空指揮支援隊を2隊要請し円滑な活動調整及び

安全管理に努める。

8 基本的な流れ（第1部、第2部共通）

- (1) 栃木県消防防災航空隊は、栃木県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に基づき、地震発生後、直ちに航空隊員を参集させ、ヘリベースを決定する。

緊急消防援助隊の出動が決定した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、航空指揮本部を設置し、次に掲げる事務を行う。

- ア 被害情報の収集に関すること。
 - イ 被害状況及び受援都県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
 - ウ 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - エ その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- (2) 栃木県は、総務省消防庁からの緊急消防援助隊の出動決定を受け、栃木県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に基づき必要な調整を行う。
- (3) 指揮支援部隊長はヘリベースに航空指揮支援本部を設置する。
- (4) 指揮支援部隊長は航空指揮支援隊長（茨城県防災航空隊）を航空指揮支援本部長に指名する。
- (5) 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務を行う。
- ア 受援県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - イ 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - ウ 消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）に対する報告に関すること。
 - エ 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - オ 消防庁への情報提供に関すること。
 - カ その他必要な事項に関すること。
- (6) 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、航空指揮支援本部の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣する。
- (7) 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊をヘリベース等に派遣するよう要請する。
- (8) 栃木県消防防災航空隊は、栃木県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に基づき、ヘリベースを運営し被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を行う。
- (9) 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行う。

第2 航空部隊参集・受援対応訓練

1 先行調査初動対応訓練

(1) 主 眼

ア 発災初動時に、航空機を活用した広域情報収集活動能力の向上を図る。

イ ヘリコプターテレビ伝送システム（以下「ヘリテレ」という。）により、被災地域における被害状況や部隊進出状況を撮影し、県災害対策本部、ヘリベース及び被災地消防本部に画像と音声を送信し、被害状況収集活動能力の強化を図る。

ウ 栃木県消防防災航空隊員を参集させヘリベースを決定し、参集する航空小隊及び航空後方支援小隊にヘリベース等の情報共有を図る。

(2) 日 時

令和8年11月10日（火）午前8時30分から午前9時30分まで

(3) 場 所

栃木県全域（訓練会場）

(4) 担当航空隊

栃木県警察航空隊

(5) 実施要領

ア 栃木県警察航空隊は、被災地域の被害状況をヘリテレにより警察本部へ伝送。警察本部で受信した映像を栃木県災害対策本部、ヘリベース及び被災地消防本部に配信する。

イ ヘリテレにおける画像伝送及び音声連絡周波数は、「警察専用波（15GHz）」を使用する。

ウ 栃木県消防防災航空隊は、航空小隊の活動拠点となる栃木ヘリポートに「ヘリベース」を設置し、航空小隊受入れのため、スポット等の確保と準備を行う。

2 指揮支援部隊輸送訓練

(1) 主 眼

ア 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）及び要請要綱に基づき、航空部隊による指揮支援部隊輸送を実施し、輸送体制の強化及び検証を行う。

イ 各航空小隊があらかじめ立案した輸送進出ルートを検証と、検証結果の共有を図る。

ウ 受援消防機関の受入体制及び到着時間等の確認を行う。

(2) 日 時

令和8年11月10日（火）午前9時30分から午前10時までに輸送完了

(3) 担当航空小隊及び場外離着陸場等の指定

航 空 小 隊	進出拠点 ※ [] 内は場外離着陸場名称
東京消防庁装備部航空隊	東京消防庁統括指揮支援隊 [栃木県庁ヘリポート]
川崎市消防局航空隊	川崎市消防局指揮支援隊 [鹿沼市消防本部] ※管轄消防本部：鹿沼市消防本部

横浜市消防局消防航空隊	横浜市消防局指揮支援隊 [蛇尾川緑地公園] ※管轄消防本部：那須地区消防本部
埼玉県防災航空隊	さいたま市消防局指揮支援隊 [栃木ヘリポート] ※管轄消防本部：宇都宮市消防局

(4) 実施要領

- ア 指揮支援隊を輸送する航空小隊は、指定された時間までに定められた場外離着陸場等に指揮支援隊の輸送を完了すること。
- イ 運用要綱第 17 条により指揮支援隊の輸送を完了した航空小隊は、栃木ヘリポートに参集し受付及び燃料補給を行い待機すること。「東京消防庁装備部航空隊」は輸送完了後、情報収集活動訓練を行い、栃木ヘリポートに参集し、受付及び結果報告後、自隊基地に引揚げ、燃料補給を行い待機すること。「埼玉県防災航空隊」は輸送完了後、情報収集活動訓練を行い、自隊基地に引揚げ、燃料補給を行い待機すること。

(5) その他

- 悪天候の場合はヘリコプターによる輸送は実施しない。
- また、航空指揮支援隊は自隊の保有する車両でヘリベースに出動すること。

3 航空部隊参集訓練

(1) 主 眼

- ア 各航空小隊基地から航空機又は自隊の保有する車両でヘリベース等に出動し、出動体制の確認、強化及び検証を行う。
- イ 各航空小隊があらかじめ立案した進出ルート of 検証と、検証結果の共有を図る。
- ウ 受援消防機関の受入体制及び到着時間等の確認を行う。

(2) 日 時

令和 8 年 11 月 10 日（火）午前 10 時から午後 1 時まで

(3) 場 所

- ア 栃木ヘリポート「ヘリベース」
栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 128-1 栃木県消防防災航空隊 2 階事務所
北緯 36 度 33 分 35 秒 東経 140 度 00 分 22 秒

(4) 参加機関

機 関 名	小 隊
東京消防庁装備部航空隊	統括指揮支援隊輸送小隊 情報収集小隊、救急航空小隊
川崎市消防局航空隊	指揮支援隊輸送小隊 救助航空小隊
埼玉県防災航空隊	指揮支援隊輸送小隊 情報収集航空小隊、救助航空小隊
横浜市消防局消防航空隊	指揮支援隊輸送小隊

千葉県消防航空隊	消火航空小隊
群馬県防災航空隊	救助航空小隊
山梨県消防防災航空隊	救助航空小隊
静岡市消防航空隊	救助航空小隊

(5) 実施要領

要請要綱別表C（第一次出動航空小隊）及びD（出動準備航空小隊）に定める災害発生都道府県「栃木県」に対応する航空小隊は、総務省消防庁長官による出動の求め又は指示により出動するとともに、ヘリベースに参集すること。

第3 航空部隊情報収集・情報伝達訓練

1 主 眼

- (1) 被災地内の被害状況（各訓練会場の状況）等を上空から撮影及び記録し、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリテレを活用して総務省消防庁、栃木県庁及び各消防機関等と情報を共有する。
- (2) ヘリコプター動態管理システムを活用して、各航空小隊のヘリコプター位置の情報等を共有する。

2 日 時

- (1) 令和8年11月10日（火）午前10時から午前11時まで
※ヘリサット又はヘリテレ
- (2) 令和8年11月10日（火）午後1時から午後2時まで
※ヘリサット又はヘリテレ

3 担当航空隊、場所及び伝送時間

情報収集航空小隊	上空偵察実施場所	映像伝送時間（厳守）
東京消防庁装備部航空隊	栃木県北部 栃木県中央部	午前10時10分から午前10時20分まで 午後2時から午後2時30分まで
埼玉県防災航空隊	栃木県中央部	午前10時30分から午前10時40分まで

4 実施要領

要請要綱第11条第2項(2)の任務にあたる航空小隊は、被災地域の被害状況、航空機及び地上隊の活動状況等をヘリテレ又はヘリサットにより撮影及び記録し、栃木県庁災害対策本部、ヘリベース及び被災地消防本部に映像配信し、無線連絡すること。

受信基地局	呼出し名称	緯度・経度
栃木県庁 (とちぎけんちょう)	—	北緯36度33分57秒 東経139度53分00秒
栃木県消防防災航空隊基地 (はがきょく)	—	北緯36度33分33秒 東経140度00分25秒

第4 航空部隊運用訓練

「訓練想定」により発生した孤立者救助、空中消火等、複合した各種災害に対し、ヘリベース等を活用し、各航空小隊ヘリコプター保有機能、手技を最大限に生かした事案振り分け及び要請時間に応じた適切な任務付与を行うものとする。

また、ヘリコプターの機動力、即応力及び迅速性を最大限活用した、効率的な救助、救急、輸送及び消火訓練を実施する。

1 偵察・地上部隊投入訓練（隊員投入）

(1) 主 眼

地震災害想定において、地上部隊の進出困難現場への部隊投入、地上隊との連携及び通信連絡体制を確認することで災害対応能力の強化を図る。

(2) 日 時

令和8年11月10日（火）午後1時から午後2時まで

(3) 場所及び航空小隊

場 所	航 空 小 隊
黒羽刑務所跡地（人員投入） ↓ 自隊基地（本田ヘリポート）	埼玉県防災航空隊

(4) 実施要領

ア ヘリベース指揮者からの任務付与を受け、自隊基地（本田ヘリポート）を離陸。

イ 地上隊と連携し、訓練場空き地に着陸し、投入隊員2名をヘリコプターに搭乗させ、実態把握のため上空偵察後、被災場所に隊員2名を投入。

2 孤立者救助訓練（救助、搬送）

(1) 主 眼

地震災害想定において、地上部隊の進出困難現場にて孤立者を航空機で救出し、地上隊との連携及び通信連絡体制を確認することで災害対応能力の強化を図る。

(2) 日 時

令和8年11月10日（火）午後1時から午後4時まで

(3) 場所及び航空小隊

場 所	航 空 小 隊
南摩ダム（孤立者救助訓練） ↓ 場外離着陸場（ヤオハンいちごパーク） ↓ ヘリベース（栃木ヘリポート）	静岡市消防航空隊

東京石材（孤立者救助訓練） ↓ 場外離着陸場（蛇尾川緑地公園） ↓ ヘリベース（栃木ヘリポート） ※群馬県防災航空隊のみ自隊基地	群馬県防災航空隊 山梨県消防防災航空隊 川崎市消防局航空隊
--	--

(4) 実施要領

ア ヘリベース指揮者からの任務付与を受け、ヘリベースを離陸。

イ ホイスト救助により要救助者を航空機で救出、救急引継ぎ場外離着陸場（蛇尾川緑地公園・ヤオハンいちごパーク）に搬送し、救急隊に引継ぐ。

3 ヘリコプター搬送訓練

(1) 主 眼

震災等により負傷した傷病者を救急隊により引継ぎ場外離着陸場へ搬送後、航空機で仮想県内病院（栃木ヘリポート）へ搬送することにより、地上隊との連携、関係機関との連携強化を図るとともに、災害対応能力の強化を図る。

(2) 日 時

令和8年11月10日（火）午後3時から午後4時30分まで

(3) 場所及び航空小隊

場 所	航 空 小 隊
場外離着陸場（蛇尾川緑地公園） ↓ ヘリベース（栃木ヘリポート）	東京消防庁装備部航空隊 栃木県ドクターヘリ

(4) 実施要領

ヘリベース指揮者からの任務付与を受け、ヘリベースを離陸。

4 大規模火災消火訓練

(1) 主 眼

地上からの接近が困難な環境で発生した大規模火災現場において、航空機による消火を行い、地上隊との連携及び通信連絡体制を確認することで災害対応能力の強化を図る。

(2) 日 時

令和8年11月10日（火）午後1時から午後2時30分まで

(3) 場所及び航空小隊

場 所	航 空 小 隊
場外離着陸場（栗野総合運動公園） ↓ 南摩ダム（給散水） ↓ 場外離着陸場（栗野総合運動公園） ↓ ヘリベース（栃木ヘリポート）	千葉県消防航空隊
場外離着陸場（ヤオハンいちごパーク） ↓ 南摩ダム（給散水） ↓ 場外離着陸場（ヤオハンいちごパーク） ↓ 自隊基地	陸上自衛隊（CH-47）

(4) 実施要領

ア ヘリベース指揮者からの任務付与を受け、ヘリベースを離陸。

イ 地上隊と連携し、栗野総合運動公園にて消火装備を準備後、南摩ダムにて給散水を20分間実施。

ウ 自衛隊機（CH-47）は地上隊と連携し、ヤオハンいちごパークにて消火装備を準備後、南摩ダムにて給散水を20分間実施。

第5 航空後方支援活動訓練

1 主 眼

- (1) 基本計画に基づき、ヘリベース等において航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間の活動を可能とするための必要な輸送、補給等支援体制を検証する。
- (2) 受援航空隊による受入れ体制の構築を図るとともに、応援航空隊の自己完結能力向上及び効果的な後方支援活動を実施する。

2 日 時

令和8年11月10日（火）ヘリベース到着から午後4時まで

3 場所及び担当航空隊

日 付	場 所	航 空 小 隊
11月10日	指定訓練会場	福島県消防防災航空隊

4 実施要領

「福島県消防防災航空隊」は、航空後方支援小隊を2名以上で編成し、ヘリベース指揮者から様式4「活動指示及び結果報告書」により付与された任務により、航空指揮支援隊の活動補助及びヘリベース又は場外離着陸場にて航空部隊の活動補助をすること。

第6 評 価

1 評価者の指定

各訓練、各会場の評価者を下表のとおり指定する。

訓練項目		会 場	指定評価者
本部運営訓練	災害対策本部 消防応援活動調整本部	栃木県庁 8 階 危機管理対策室	群馬県防災航空隊
	航空指揮本部 航空指揮支援本部	栃木ヘリポート	群馬県防災航空隊
航空部隊参集・受援対応訓練		栃木ヘリポート 一部訓練会場	各航空小隊長
航空部隊情報収集・情報伝達訓練		各訓練会場	
航空部隊運用訓練		各訓練会場	
航空後方支援活動訓練		場外離着陸場	

2 評価表

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練栃木県実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）から、あらかじめ評価者へ電子メールにより送信する。

3 評価表の提出

評価者は、評価表を活用した評価を行い、訓練終了後、令和8年11月26日（木）までに、実行委員会事務局宛て電子メールにて提出すること。

送付先：tochigi-kinentai@pref.tochigi.lg.jp

第7 留意事項

1 共通事項

- (1) 各航空小隊は、令和8年11月10日（火）午前8時30分頃にFAX送信される様式1「受援航空隊情報提供FAX」の受信を確認したのち、様式2「緊急消防援助隊航空部隊情報提供FAX」を、栃木県消防防災航空隊あてにFAX送信をすること。
- (2) 参集中の各航空小隊及び航空後方支援小隊は、ヘリベース等に到着予定時刻を報告すること。
- (3) 各航空小隊は、ヘリベース等でヘリベース指揮者から様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により付与された任務を行うこと。
- (4) 各航空小隊は、任務が完了したら動態管理システムで活動報告を行い、ヘリベース又は自隊基地に帰投する。
- (5) 各航空小隊及び航空後方支援小隊は、任務完了後、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」をヘリベース等で作成の上、提出し、又は帰投後に作成の上、栃木県消防防災航空隊あてにFAX送信すること。
- (6) 航空指揮支援本部長、各航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、訓練終了後に運用要綱第34条に規定する活動状況について「別記様式2」を作成し報告すること。

2 無線交信及び通信体制

(1) 無線交信

ア ヘリベースとの交信

航空小隊とヘリベースとの無線交信周波数は、原則として「航空波運航管理通信周波数（131.925 MHz）」とし、予備周波数は、「調整中」とする。

イ 航空機間の交信

航空機間の無線交信周波数は、原則として「航空機相互間通信周波数（123.45 MHz）」とし、予備周波数は、「航空機相互間通信周波数（122.60 MHz）」とする。

ウ 陸上部隊等との交信

航空小隊と陸上部隊等の無線交信周波数は、運用要綱第35条に定める緊急消防援助隊に係る通信連絡体制のとおり「統制波2又は統制波3」のいずれかから、活動状況に応じて使用波を指定するものとする。

エ 各航空小隊は、飛行中に「ヘリベース」に到着予定時刻を無線にて報告し、駐機スポットの最終確認を行うこと。

オ 栃木ヘリポートに離着陸の際、航空波周波数（130.8 MHz）にて「とちぎフライトサービス」と交信を実施し離着陸情報を聴取すると共に位置及び進入方向（RWY01 か RWY19）を送信すること。

カ 無線呼出し名称

無線呼出し名称については、次のとおりとする。

※「活動拠点ヘリベース」呼出し名称等

呼出し名称	周波数
【航空波】 とちぎフライトサービス	130.8 MHz
【航空波】 ぼうさいとちぎこうくうたい	131.925 MHz
【予備】 【消防救急デジタル無線】 しょうぼうとちぎこうくうたい	統制波 2、統制波 3

(2) 無線運用一覧

ア 各航空小隊の無線運用一覧は、次のとおりとする。※無線呼出し名称調整中

参加機関等	無線呼出し名称	
	航空波	消防救急デジタル無線
東京消防庁装備部航空隊 【航空小隊】	JA07FD おおたか	
川崎市消防局航空隊 【航空小隊】	JA02KF そよかぜ 2	かわしょうへり 2
埼玉県防災航空隊 【航空小隊】	JA31DP あらかわ 2 JA31AR あわかわ 3	さいたまこうくうへり 2 さいたまこうくうへり 3
横浜市消防局消防航空隊 【航空小隊】	JA152Y はまちどり 2	よこしょうへり 2
千葉市消防航空隊 【航空小隊】	JA24CF おおとり 1	ちばしょうへり 1
群馬県防災航空隊 【航空小隊】	JA10GR はるな	ぐんまへり 1
山梨県消防防災航空隊 【航空小隊】	JA223Y あかふじ	やまなしへり 1
静岡市消防航空隊 【航空小隊】	JA10AP カワセミ	しずおかへり 1

参加機関等	無線呼出し名称	
	航空波	消防救急デジタル無線
茨城県防災航空隊 【航空指揮支援隊（車両）】		
長野県消防防災航空隊 【航空指揮支援隊（車両）】		
福島県消防防災航空隊 【航空後方支援隊】	こうくうふくしまいどう 90	ふくしまぼうさい 3
栃木県警察航空隊 【初動活動（ヘリテレ）】	JA15TP なんたい	

イ 各訓練会場の無線運用一覧は、次のとおりとする。

参加機関等	無線呼出し名称	
	航空波	消防救急デジタル無線
調整中		調整中
〃		〃
〃		〃
〃		〃
〃		〃
〃		〃
〃		〃
〃		〃

(3) 通信体制

ヘリテレにおける画像伝送及び音声連絡周波数は、栃木県主運用波である「ヘリテレ周波数Bチャンネル」とし、「映像周波数（14.82 GHz）」、「音声周波数（383.65 MHz）」を使用する。なお、実施場所及び実施時間等は、別途指定する。

(4) 航空交通管制機関

航空交通管制機関等の無線運用は、以下のとおりとし、各関係機関は必要とする際に無線交信を実施すること。

- ・宇都宮レーダー 122.45 MHz
- ・とちぎフライトサービス 130.8 MHz

3 安全管理

(1) ヘリベース等の進入離着陸については、航空無線「ぼうさいとちぎこうくうたい（131.925 MHz）」「とちぎフライトサービス（130.8 MHz）」と交信し、指示に従うこと。

(2) 訓練実施における航空機の運航管理は、参加航空小隊ごとに行い、他の航空機を確認した場合は、航空無線による交信を行い、それぞれの飛行経路を確認するなど、連絡を密にして安全運航に努めること。

- (3) 各訓練会場の安全管理員として栃木県消防防災航空隊員又は運営係員を配置して行う。

4 その他

- (1) 栃木ヘリポートの運用時間は午前7時から午後7時（ただし、日没が午後7時前である時は日没まで）となっているため、時間外離着陸は、原則できないものとする。
- (2) エンジン始動時に必要な外部電源は、事前に相談するものとする。
- (3) 訓練参加者の食事等は、各航空小隊で準備し、自己完結型とする。
- (4) 訓練実施に必要な事前申請及びフライトプランについては、参加する各航空小隊で処理、管理すること。
- (5) 栃木県内で発生した実災害には、相互応援協定に基づき対応する。

5 燃料補給

- (1) 給油実施場所
栃木ヘリポート「ヘリベース」
栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 128-1
北緯 36 度 33 分 35 秒 東経 140 度 00 分 22 秒
- (2) 給油可能時間
栃木ヘリポート「ヘリベース」
令和8年11月10日（火）午前8時30分から午後5時まで
- (3) 給油形態及び取扱い燃料
給油形態：ローリー給油又はドラム缶給油 取扱い燃料：J E T - A 1
- (4) 給油量及び燃料費
ア 燃料費は、給油対象航空小隊の負担とする。
イ 燃料補給が必要な航空隊の給油量及び支払い方法等については別途指定する。

第8 訓練の中止

令和8年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練実施要綱 17 訓練の縮小と中止に基づき判断する。

1 訓練の実施基準

訓練中、常時VMCを維持し訓練ができる気象条件であること。

※VMC（visual meteorological condition:有視界気象状態）

2 災害発生時における訓練参加の可否判断

災害発生時における訓練参加の可否については、各航空小隊が判断するものとし、可否決定時刻は、各航空小隊の基地離陸前とする。

3 気象状況による訓練参加又は訓練実施の可否

- (1) 参集飛行途上における訓練参加の可否については、各航空小隊が判断する。
- (2) ヘリベース指揮者は、ヘリベース周辺及び訓練会場周辺の気象状況により航空小隊が参集できないと判断した場合は、電話、無線等により連絡する。

- (3) ヘリベース周辺及び訓練会場周辺の気象状況により訓練を中止する場合は、離陸前においては、ヘリベース指揮者と各航空小隊長が協議、判断するものとする。離陸後においては、各航空小隊長が判断するものとする。
- (4) 気象状況等により指揮支援隊の搬送ができないと判断した場合は、当該指揮支援隊の属する消防機関の車両により搬送すること。

4 中止連絡体制

- (1) 指揮支援隊輸送航空小隊は、実災害又は自隊基地若しくは参集途上の気象条件等により参加不可能と判断した場合は、第1飛行決心として、令和8年11月9日（月）午後5時、第2飛行決心として、令和8年11月10日（火）午前5時までに電話により下表の連絡先へ連絡すること。
- (2) 参加航空小隊は、実災害又は自隊基地若しくは参集途上の気象条件等により参加不可能と判断した場合は、令和8年11月10日（火）午前6時30分までに電話により下表の連絡先へ連絡すること。
- (3) ヘリベース及び各訓練場参集前における訓練中止判断については、栃木県消防防災航空隊が令和8年11月10日（火）午前6時15分までに栃木県周辺の実況気象等を確認し、実行委員会事務局と協議の後、電話又はFAXにより各航空隊あてに連絡する。
- (4) 令和8年11月11日（水）についても、(1)、(2)と同様とする。

連絡先	連絡番号
栃木県消防防災航空隊	T E L 028-677-1119
	F A X 028-677-0775